

平成 26 年 10 月 10 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者委員会設置に関するお知らせ

この度、当社の過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生いたしました。これを受け、本日開催の取締役会において本件の事実確認、原因の究明等を目的として、下記のとおり第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 第三者委員会の設置に至る経緯

当社は、外部からの指摘により常勤監査役を中心とした社内調査委員会を発足させ、本件調査を進めて参りました。本件調査により、(1)平成 23 年 3 月期、平成 24 年 3 月期、および平成 25 年 3 月期のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく実質的には金融取引であった可能性があること、(2)当社および当社子会社において社内の承認手続を経ずに債務保証が行われた可能性があること、(3)当社および当社子会社においてその他の不適切な取引が行われた可能性があること、(4)以上の取引の結果として誤った会計処理が行われた可能性があることが判明しました。また、これら取引について本日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」において公表いたしました前代表取締役社長が関与していたとの疑義が生じております。

取締役会は、本件の重要性に鑑み、外部の専門家からなる第三者委員会を設置し、事実関係を調査すべきとの判断に至ったものであります。

2. 第三者委員会設置の目的

- (1) 過年度のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく実質的には金融取引であった可能性についての調査および原因の究明。
- (2) 当社および当社子会社において社内の承認手続を経ずに債務保証が行われた可能性についての調査および原因の究明。
- (3) 当社および当社子会社においてその他の不適切な取引が行われた可能性についての調査および原因の究明。
- (4) 以上の取引の結果として誤った会計処理が行われた可能性があることについての調査および原因の究明。

以上(1)、(2)、(3)、(4)を目的として第三者委員会を設置いたします。

3. 第三者委員会の委員（敬称略）

第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年12月17日公表）」の趣旨に沿って、当社とは取引関係・利害関係のない外部専門家から構成される委員の選定を行っております。

委員長	根津 宏行	弁護士	元東京地検 検事 （渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー）
委員	早川 真崇	弁護士 （登録申請中）	元東京地検 検事 （渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
委員	青島 信吾	公認会計士・ 税理士	元新日本有限責任監査法人 （Census 税理士法人 代表社員 監査法人東海会計社 代表社員）

4. 第三者委員会による調査のスケジュール

平成26年10月10日（本日） 第三者委員会設置

第三者委員会においては、厳正かつ徹底した調査の終了後、当社に対して報告書を提出する予定です。今後の予定については、判明次第、速やかに開示いたします。

5. 業績に与える影響および今後の対応について

当該事象が当社の業績に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかになっておりませんが、判明次第速やかに開示いたします。

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。また、第三者委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、速やかに開示を行ってまいります。

以 上